

第7期上里町障害福祉計画
第3期上里町障害児福祉計画

令和6年3月
上里町

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
(1) 本計画の位置づけ	1
(2) 他の計画との関係	1
3 計画の対象者	1
4 計画の期間	2
5 計画期間中の見直しについて	2
第2章 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量	3
1 障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する数値目標	3
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	3
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	3
(3) 地域生活支援の充実	4
(4) 福祉施設から一般就労への移行	5
(5) 障害児支援の提供体制の整備	7
(6) 相談支援体制の充実・強化等	8
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	9
2 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量	10
(1) 訪問系サービス	10
(2) 日中活動系サービス	13
(3) 住居系サービス	19
(4) 相談支援	20
3 障害児支援事業に関する各事業の見込量	23
(1) 障害児通所支援事業	23
(2) 障害児相談支援事業	26
4 その他の活動指標と数値目標	27
(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	27
(2) 相談支援体制の充実	27
(3) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み	29
(4) 発達障害者等に関する支援	30
5 地域生活支援事業に関する各サービスの見込量	32
第3章 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進	42
(1) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進体制	42
(2) 団体、事業者等を含めた広域的な連携	42
(3) 障害福祉サービス等や障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する情報等の提供	42
(4) 障害福祉事業者の質の確保と支援	42

(5) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の点検及び評価	43
※ 参考資料(上里町障害者数の推移)	43

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「第7期上里町障害福祉計画・第3期上里町障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成26年5月15日改正）（以下、「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度における障害福祉サービスに関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

そして、平成28年5月に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正案が国会において可決・成立し、平成30年4月に施行されることになり、市町村は、改正後の障害者総合支援法の規定により、新たなサービスにも対応した障害福祉計画を策定することとなりました。また、児童福祉法の改正に伴い、障害児福祉計画の策定が新たに義務付けられ、上里町は「第7期障害福祉計画」と「第3期障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

2 計画の位置付け

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国及び埼玉県の計画との整合性を図りながら、上里町基本計画に即した「上里町地域福祉計画」及び、「上里町障害者計画(障害者基本法に基づく市町村障害者計画)」との整合を考慮し、策定するものです。

3 計画の対象者

「第7期上里町障害福祉計画」の対象者とは、「障害者総合支援法」に規定された

- ・「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体障害者
- ・「知的障害者福祉法」にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者及び高次脳機能障害者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者のことをいいます。

また「第3期上里町障害児福祉計画」の対象者とは、「児童福祉法」に規定された

- ・身体に障害のある18歳未満である者
 - ・知的障害のある18歳未満である者
 - ・精神に障害のある18歳未満である者（「発達障害者支援法」（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含む）
 - ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳未満である者
- のことをいいます。

4 計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は3年ごとの計画策定が基本とされています。このため、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

5 計画期間中の見直しについて

わが国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締約国となりました。この条約の批准までには、障害者基本法や障害者総合支援法の改正、及び障害者差別解消法の制定など国内法令の整備が行われてきましたが、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取り組みが一層進められていく予定です。このような動向も踏まえ、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとします。

第2章 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量

1. 障害福祉計画及び障害児福祉計画の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整備する。

項目		令和8年度末までの地域移行者数	令和8年度末の施設入所者数
考え方	国	令和4年度末時点の施設入所者の6%以上の地域移行	令和4年度末時点の施設入所者から5%以上の削減
	県	国基本指針のとおり	削減数の数値目標は設定しない
	町	県と同様	県と同様
目標	設定方法	令和4年度末時点の施設入所者数 27人×6%	※設定しない理由 埼玉県の設定しない理由と同様で、入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況のため
	目標	2人	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要。

項目		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（発達障害及び高次脳機能障害のある人を含む。）	
考え方	国	全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。 令和8年度の精神病棟からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日にすることを基本とする。 令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者の減少を目標とする。 入院後3か月時点での退院率については68.9%以上、入院6か月時点での退院率については84.5%以上、入院後1年時点での退院率については91%以上とする。	
	県	国基本指針のとおり	
	町	県と同様	
目標	設定方法	本庄市、上里町、美里町、神川町の1市3町での共同設置	
	目標	設置	

(3) 地域生活支援の充実

障害者の重度化・高齢化、親亡き後の居住支援を確保でき、地域生活拠点等に求められている機能を果たせるよう児玉郡市において整備する。

項目		地域生活支援の充実
考 え 方	国	①令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備すると共に、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ②強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
	県	国基本指針のとおり
	町	県と同様
目 標	設定 方法	地域生活支援拠点における支援体制及び緊急時の連絡体制構築を児玉郡市で進めていく。
	目標	運用状況の検証・検討実施回数：年2回 強度行動障害を有する者に関する支援体制の整備：有

(4) 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により障害者の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進める。児玉郡市障害者自立支援協議会の就労支援部会を中心として各種関係機関との連携体制を強化するとともに、就労支援・一般就労への移行を推進する。

項目		令和8年度中の一般就労への移行者数	令和8年度の就労移行支援事業所ごとの実績の確保・向上
考え方	国	福祉施設からの一般就労者数を令和3年度実績の1.28倍以上を基本とする。 ※就労移行支援事業は、令和3年度実績の1.31倍以上。 ※就労継続支援A型事業は、令和3年度実績の1.29倍以上 ※就労継続支援B型事業は、令和3年度実績の1.28倍以上	就労移行支援事業所のち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
	県	国基本指針のとおり	国基本指針のとおり
	町	県と同様	県と同様
目標	設定方法	令和3年度の一般就労への移行者数 5人×1.28 【就労移行支援事業】 令和3年度の一般就労への移行者数 3人×1.31 【就労継続支援A型事業】 令和3年度の一般就労への移行者数 1人×1.29 【就労継続支援B型事業】 令和3年度の一般就労への移行者数 1人×1.28	国の方向性に従い設定
	目標	8人 4人（就労移行支援） 2人（就労継続支援A型） 2人（就労継続支援B型）	160%

項目	令和 8 年度末の就労定着支援事業の利用者数の増加	令和 8 年度末の就労定着支援事業所ごとの就労定着率の割合	
考え方	国	就労定着支援事業の利用者を令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上とする。	就労定着率が 7 割以上の事業所が全体の 2 割 5 分以上とする。
	県	国基本指針のとおり	国基本指針のとおり
	町	県と同様	県と同様
目標	設定方法	令和 3 年度の就労定着支援事業の利用者数 3 人×1.41	国の方向性に従い設定
	目標	5 人	167%

項目	令和 8 年度末の就労移行支援事業の利用者数の増加	令和 8 年度末の就労継続支援事業の利用者数の増加	令和 8 年度末の就労定着支援事業の定着率の増加	
考え方	国	令和 8 年度末の就労移行支援事業の利用者数の増加を目標とする。	令和 8 年度末の就労継続支援事業の利用者数の増加を目標とする。	令和 8 年度末の就労定着支援事業の定着率の増加を目標とする。
	県	国基本指針のとおり	国基本指針のとおり	国基本指針のとおり
	町	県と同様（増加率を 1.3 倍とする）	県と同様（増加率を 1.3 倍とする）	県と同様（増加率を 1 割増とする）
目標	設定方法	令和 3 年度の就労移行支援事業の利用者数 7 人×1.3	令和 3 年度の就労継続支援事業の利用者数 57 人×1.3	令和 3 年度の就労定着支援事業の定着率の 1 割増
	目標	10 人	74 人	1 か所

(5) 障害児支援の提供体制の整備

障害児の子ども・子育て支援等に係る利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受け入れ体制整備を行う。

項目		児童発達支援センターの設置	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
考え方	国	令和 8 年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に 1 か所以上設置する。	設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。	令和 8 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域で 1 か所以上確保	令和 8 年度末までに各圏域及び市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設置すると共に、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
	県	国基本指針のとおり	国基本指針のとおり	国基本指針のとおり	国基本指針のとおり
	町	県と同様	県と同様	県と同様	県と同様
目標	設定方法	本庄市、上里町、美里町、神川町の 1 市 3 町での共同設置	-	本庄市、上里町、美里町、神川町の 1 市 3 町での共同設置	本庄市、上里町、美里町、神川町の 1 市 3 町での共同設置
	目標	1 か所	実施	1 か所	設置済み

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障害者等が地域において自立した生活を営めるよう、障害福祉サービス提供体制を確保するとともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

このため、地域の実情に応じ、中立・公正な立場で適切な相談支援を実施する体制を整備します。

また、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる自立支援協議会を有効活用し、相談支援事業を効果的に実施します。

項目	基幹相談支援センターの設置	協議会における個別事例の検討及び体制の確保	
考え方	国	相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置すると共に、機関相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。	地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。
	県	国基本指針のとおり	国基本指針のとおり
	町	県と同様	県と同様
目標	設定方法	本庄市、上里町、美里町、神川町の1市3町での共同整備	—
	目標	1か所	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会における地域サービス基盤の開発・改善等の実施 ・協議会の体制の確保

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

項目		障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築
考 え 方	国	<p>県及び市町村の職員は障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取り組みを行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。</p> <p>障害者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</p>
	県	国基本指針のとおり
	町	県と同様
目 標	設定 方法	—
	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取り組みを実施 ・ 障害福祉サービス等の提供できているかの検証の実施 ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制の構築

2. 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。給付実績、推計値については次のとおりです。

□居宅介護

サービス名	内 容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事等の援助を行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	28人	29人	31人	32人	33人	34人
月の利用時間	251時間	244時間	274時間	290時間	300時間	310時間

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用時間は、令和3年度から令和5年度の1人当たりの利用時間を勘案して設定します。

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□重度訪問介護

サービス名	内 容
重度訪問介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
月の利用時間	13時間	5時間	38時間	40時間	40時間	40時間

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定しま

す。

令和6年度以降の利用時間は、令和3年度から令和5年度の1人当たりの利用時間を勘案して設定します。

重度障害者等包括支援については、ケアマネジメント、24時間対応などのサービスを提供できる事業者の確保を図ります。

同行援護

サービス名	内 容
同行援護	外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行うサービス。

■ これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0人	0人	1人	1人	1人	1人
月の利用時間	0時間	0時間	7時間	7時間	7時間	7時間

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込は、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用時間は、令和3年度から令和5年度の1人当たりの利用時間を勘案して設定します。

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

行動援護

サービス名	内 容
行動援護	行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行うサービス。

■ これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	1人	1人	0人	1人	1人	1人
月の利用時間	7時間	5時間	*0時間	6時間	6時間	6時間

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用時間は、令和3年度から令和5年度の1人当たりの利用時間を勘案して設定します。

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

重度障害者等包括支援

サービス名	内 容
重度障害者等包括支援	居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供するサービス。

■ これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
月の利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用時間は、令和3年度から令和5年度の1人当たりの利用時間を勘案して設定します。

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労選択支援」「就労移行支援」、「就労継続支援(A型)」、「就労継続支援(B型)」、「就労定着支援」、「療養介護」、「短期入所」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

生活介護

サービス名	内 容
生活介護	主に日中の食事や入浴、排せつなどの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	73人	74人	73人	75人	77人	79人
延べ利用日数	1444日	1421日	1370日	1650日	1694日	1738日

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用時間は、令和3年度から令和5年度の1人当たりの利用時間を勘案し、1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数（各月の日数から8日を控除した日数）」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

自立訓練（機能訓練）

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	1人	0人	0人	1人	1人	1人
延べ利用日数	11日	0日	0日	22日	22日	22日

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用時間は、令和3年度から令和5年度の1人当たりの利用時間を勘案し、1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数（各月の日数から8日を控除した日数）」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□ 自立訓練（生活訓練）

サービス名	内 容
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間行うサービス。

■ これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
延べ利用日数	18日	8日	12日	22日	22日	22日

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用時間は、令和3年度から令和5年度の1人当たりの利用時間を勘案し、1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数（各月の日数から8日を控除した日数）」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□就労選択支援

サービス名	内 容
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して整理した情報に係る書面の作成・提供、関係機関（ハローワーク等の雇用支援機関、計画相談支援事業所、教育や医療などの関係機関等）との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して支援を行うサービス

■推計見込量

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	5人	10人

【見込量・確保の方策】

令和6年度以降の利用時間は、特別支援学校卒業者見込数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者や新たに利用する者の数等を勘案して設定します。

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□就労移行支援

サービス名	内 容
就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	7人	7人	6人	8人	9人	10人
延べ利用日数	112日	139日	103日	176日	198日	220日
一般就労への移行 者数	3人	4人	4人	6人	6人	7人

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用時間は、令和3年度から令和5年度の1人当たりの利用時間を勘案し、1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数（各月の日数から8日を控除した日数）」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□就労継続支援（A型）

サービス名	内 容
就労継続支援（A型）	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	2人	3人	4人	5人	6人	7人
延べ利用日数	41日	69日	75日	110日	132日	154日
一般就労への移行者数	1人	1人	1人	2人	2人	2人

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用時間は、令和3年度から令和5年度の1人当たりの利用時間を勘案し、1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数（各月の日数から8日を控除した日数）」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□就労継続支援（B型）

サービス名	内 容
就労継続支援（B型）	雇用契約は結ばない就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	55人	62人	74人	83人	92人	101人
延べ利用日数	931日	1082日	1287日	1826日	2024日	2222日
一般就労への移 行者数	1人	1人	1人	1人	1人	1人

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用時間は、令和3年度から令和5年度の1人当たりの利用時間を勘案し、1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数（各月の日数から8日を控除した日数）」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□就労定着支援

サービス名	内 容
就労定着支援	利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連携調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	3人	6人	6人	7人	8人	9人
延べ利用日数	3日	6日	6日	7日	8日	9日

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定しま

す。

令和6年度以降の利用時間は、令和3年度から令和5年度の1人当たりの利用時間を勘案し設定します。

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□療養介護

サービス名	内 容
療養介護	病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	3人	3人	3人	3人	3人	3人

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用時間は、令和3年度から令和5年度までの利用実績を勘案し設定します。

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□短期入所

サービス名	内 容
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	7人	7人	12人	15人	20人	25人
延べ利用日数	131日	111日	139日	210日	280日	350日

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用時間は、令和3年度から令和5年度までの利用実績を勘案し設定します。

1月あたりの利用日数は、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を勘案し設定します。

確保の方策はサービスの提供をしている民間事業者に対して、可能な支援を行います。相談支援事業所と連携をとり、情報提供に努めます。

(3) 住居系サービス

住居を支援するサービスとして、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」、「自立生活援助」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

□共同生活援助（グループホーム）

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまた食事の介護その他の日常生活支援を行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	35人	41人	48人	53人	57人	60人
上記の内、 重度障害者の 利用者数	0人	1人	1人	1人	1人	1人

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用者数は、令和3年度から令和5年度までの利用実績及び障害者のニーズを勘案し設定します。

確保の方策は、施設からの移行を支援する等、地域移行後の居所としてのグループホームの新設を支援します。

□施設入所支援

サービス名	内 容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	27人	27人	26人	27人	28人	28人

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用者数は、令和3年度から令和5年度までの利用実績及び今後、施設入所支援が必要と見込まれる者を勘案し設定します。

確保の方策はより多くの待機者が入所できるよう、民間事業者に体制の充実を促していきます。

□自立生活援助

サービス名	内 容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応によりに日常生活における課題を把握し、必要な支援を行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	1人	2人	3人	3人	4人	4人

【見込量・確保の方策】

現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

(4) 相談支援

計画的な支援を必要とする方を対象に相談支援を行います。サービスとしては「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」「地域定着支援拠点等」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

□計画相談支援

サービス名	内 容
計画相談支援	サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整を行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	192人	200人	199人	205人	210人	215人

【見込量・確保の方策】

令和5年度以降の見込み量は、令和3年度から令和5年度までの実績及び障害福祉サービス・地域相談支援の利用者数等を勘案して設定します。

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□地域移行支援

サービス名	内 容
地域移行支援	障害福祉施設や精神科病院等を退所する障害のある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを一定期間行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0人	0人	0人	1人	1人	1人

【見込量・確保の方策】

令和6年度以降は、今後の障害者のニーズ等を考慮し1人の利用者を見込みます。

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□地域定着支援

サービス名	内 容
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対処を一定期間行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0人	0人	0人	1人	1人	1人

【見込量・確保の方策】

令和6年度以降は、今後の障害者のニーズ等を考慮し1人の利用者を見込みます。

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□地域生活支援拠点等

サービス名	内 容
地域生活支援拠点の整備	障害者の重度化・高齢化、親亡き後の居住支援を確保でき、地域生活拠点等に求められている機能を果たせるよう整備する。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
コーディネーターの配置人数	0人	0人	0人	0人	1人	1人
検証及び検討の実施回数	0回	0回	0回	2回	2回	2回

【見込量・確保の方策】

地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について見込み数を設定する。

3. 障害児支援事業に関する各事業の見込量

(1) 障害児通所支援事業

療育指導・障害児通所支援が必要と判断した児童を支援するサービスとして、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型児童発達支援」、「福祉型児童入所支援」、「医療型児童入所支援」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

□児童発達支援

サービス名	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適用訓練等を行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	19人	24人	25人	29人	33人	38人
延べ利用日数	212日	253日	288日	348日	396日	456日

【見込量・確保の方策】

令和5年度の見込み量は、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用者数は、令和3年度から令和5年度の実績等を勘案し、1月あたりの利用日数は、利用実績等から1人あたり12日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×12日

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

□放課後等デイサービス

サービス名	内 容
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	42人	43人	46人	48人	50人	52人
延べ利用日数	699日	646日	694日	768日	800日	832日

【見込量・確保の方策】

令和5年度の見込み量は、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用者数は、令和3年度から令和5年度の実績等を勘案し、1月あたりの利用日数は、利用実績等から1人あたり16日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×16日

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

□保育所等訪問支援

サービス名	内 容
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活へ適応するため、専門的な支援その他必要な支援を行うサービス。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
延べ利用日数	1日	1日	1日	1日	1日	1日

【見込量・確保の方策】

令和5年度の見込み量は、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用見込み量は、令和3年度から令和5年度までの利用実績を勘案し設定します。

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

□居宅訪問型児童発達支援

サービス名	内 容
居宅訪問型 児童発達支援	事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービス。

■これまでの実績・推計見込み量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	1人
延べ利用日数	0日	0日	0日	0日	0日	1日

【見込み量・確保の方策】

地域における児童の数の推移、障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

□医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

サービス名	内 容
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や、重症心身障害児等（医療的ケア児）が地域で安心して暮らすことを支えるため、医療的ケア児に対する支援を総合調整する職員を配置。

■これまでの実績・推計見込み量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	0人	0人	0人	0人	1人	1人

【見込み量・確保の方策】

地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定します。

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

(2) 障害児相談支援事業

□ 障害児相談支援

サービス名	内 容
障害児相談支援	障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童または保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の評価及び計画の見直し等を行うサービス。

■ これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用者数	24人	29人	31人	35人	39人	44人

【見込量・確保の方策】

令和5年度の見込み量は、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の利用見込み量は、地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

4. その他の活動指標と数値目標

(1) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要。

■推計見込量

延べ利用者数	推計見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	2回	2回	2回
協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助	4人	5人	6人
精神障害者の自立生活援助	3人	4人	4人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	1人	1人	1人

【見込量・確保の方策】

職員は県が開催する研修に参加し、障害者総合支援法の適正な理解に努めます。

また、関係機関と連携を図りながら事業の推進に努めます。

精神障害者への支援については、現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズを勘案して利用者数の見込みを設定します。

(2) 相談支援体制の充実

障害者等が地域において自立した生活を営めるよう、障害福祉サービス提供体制を確保するとともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

このため、地域の実情に応じ、中立・公正な立場で適切な相談支援を実施する体制を整備します。

また、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる自立支援協議会を有効

活用し、相談支援事業を効果的に実施します。

□基幹相談支援センターによる相談支援体制

■推計見込量

延べ利用者数	推計見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センターによる相談支援事業所に対する指導・助言回数	25回	25回	25回
基幹相談支援センターによる相談支援事業所への人材育成の支援件数	25件	25件	25件
基幹相談支援センターによる相談機関との連携強化の取組の実施回数	15回	15回	15回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	2回	2回	2回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人

□協議会における地域のサービス基盤の開発・改善

■推計見込量

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	2回	2回
協議会における参加事業者・機関数	14ヶ所	14ヶ所	14ヶ所
協議会における専門部会の設置数	3部会	3部会	3部会
専門部会の実施回数	22回	22回	22回

(3) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

福祉サービス等に係る研修の参加を通じて障害者総合支援法の具体的内容の理解を深めるとともに、自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用を検討し、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を適切に提供できるよう取り組みます。

■推計見込量

延べ利用者数	推計見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への参加人数	7人	7人	7人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	0回	0回	1回

【見込量・確保の方策】

職員は県が開催する研修に参加し、障害者総合支援法の適正な理解に努めます。
実施に向けて検討してまいります。

(4) 発達障害者等に関する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障害者等及びその家族に対する支援体制の確保を図ります。

□ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

サービス名	内 容
ペアレント トレーニング	親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解し、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことによって、子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。
ペアレント プログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事務所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたプログラム。

■推計見込量

延べ利用者数	推計見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数（保護者）	1人	1人	1人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施者（支援者）	1人	1人	1人

【見込量・確保の方策】

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数及びプログラムの実施者数の見込みを設定します。

発達障害者等が円滑にサービスを利用できるよう情報提供に努めます。

また関係機関と連携を図りながら事業の推進に努めます。

□ペアレントメンターの人数

サービス名	内 容
ペアレント メンター	発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

■推計見込量

延べ利用者数	推計見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人

【見込量・確保の方策】

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。

発達障害者等が円滑にサービスを利用できるよう情報提供に努めます。

また関係機関と連携を図りながら事業の推進に努めます。

□ピアサポートの活動への参加人数

サービス名	内 容
ピアサポート	同じ悩みや境遇を持つ人が、互いに支え合い助け合うこと。

■推計見込量

延べ利用者数	推計見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポート	1人	1人	1人

【見込量・確保の方策】

ピアサポートの活動状況及び発達障害者等の数を勘案し、人数の見込みを設定します。

発達障害者等が円滑にサービスを利用できるよう情報提供に努めます。

また関係機関と連携を図りながら事業の推進に努めます。

5. 地域生活支援事業に関する各サービスの見込量

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター機能強化事業」等の必須事業と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

【必須事業】

□理解促進研修・啓発事業

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障害のある人等に対する差別や偏見が生じないよう町民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	無	無	無	検討	検討	検討

【見込量・確保の方策】

令和8年度の実施を目指し、研修・啓発の事業を実施します。

確保の方策は本庄市、上里町、美里町、神川町との1市3町での共同開催など、開催の機会を作ります。

□自発的活動支援事業

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより共生社会の実現を図ります。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	無	無	無	検討	検討	検討

【見込量・確保の方策】

確保の方策は多くの障害者やその家族、地域住民の自発的活動について、災害時要援護者など

の制度との連携をふまえ、実施団体等への委託・補助による支援の方法等を研究していきます。

□相談支援事業

サービス名	内 容
相談支援事業	障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障害者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
基幹相談支援センター	無	無	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター 一等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

【見込量・確保の方策】

基幹相談支援センターは、本庄市、上里町、美里町、神川町の1市3町で、令和5年度に共同設置をしました。

障害者相談支援事業の実施箇所数は、現状通りを見込みます。

※相談支援事業所

- 身体・障害者支援センターさわやか（友愛会）
- 知的・障害者支援センターさわやか（梨花の里）
- 精神・障害者生活支援センターみさと

確保の方策は障害者相談支援事業と基幹相談支援センター等機能強化事業に関しては、本庄市、上里町、美里町、神川町との1市3町での共同事業として委託により実施しており、引き続き同様に実施します。

□成年後見制度利用支援事業

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障害のある人の権利擁護を図ります。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】（人数は実利用者数）

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	1人/年	1人/年	1人/年	1人/年	1人/年	1人/年

【見込量・確保の方策】

令和5年度の利用実績見込みは令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

確保の方策は障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障害者または精神障害者に対し、後見人報酬等必要となる経費を助成することにより、成年後見制度の利用を助成します。

□成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

【見込量・確保の方策】

令和6年度以降は、関係機関と協議をしております。

□意思疎通支援事業

サービス名	内 容
意思疎通支援事業	聴覚、音声機能、言語機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】（延べ件数）

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	43件	42件	42件	43件	44件	45件
手話通訳者設置事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

【見込量・確保の方策】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の令和5年度の利用実績見込みは令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の見込量は、過去の利用実績をもとに設定します。

確保の方策は県等が行う研修事業の情報提供を積極的に行います。

手話通訳者派遣事業は、本庄市、上里町、美里町、神川町の1市3町の共同で行い、本庄市社会福祉協議会へ委託することで安定した事業を実施します。

要約筆記者派遣事業は、埼玉県聴覚障害者情報センターへ委託することで確保します。

□ 日常生活用具給付等事業

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	障害者の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与を行います。

■ これまでの実績・推計見込量【令和2年度は実績見込み】（延べ件数）

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	4件	1件	2件	2件	3件	3件
自立生活支援用具	3件	1件	2件	2件	2件	2件
在宅療養等支援用具	1件	0件	2件	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	5件	1件	3件	3件	3件	3件
排泄管理支援用具	283件	314件	340件	370件	400件	430件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1件	1件	0件	1件	1件	1件

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の見込量は、過去の利用実績をもとに設定します。

確保の方策は給付にあたって、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具を、より低廉な価格で購入し給付に努めます。

排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めます。

□手話奉仕員養成研修事業

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話の技術を習得した者を養成します。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】（人数は実利用者数）

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	2人	5人	3人	4人	5人	6人

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年度4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降は、令和3年度から令和5年度までの利用実績を勘案し設定します。

確保の方策は県等が行う研修事業の周知を行います。

本庄市、上里町、美里町、神川町の1市3町での共同開催をし、本庄市社会福祉協議会への共同委託とします。

また、多くの人に感心を持って参加していただけるよう、広報誌等を利用して周知に努め、より参加しやすいように開催日・会場等を工夫します。修了者には、奉仕員としての登録を行い、地域での活動を啓発します。

□移動支援事業

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害のある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	6人 345時間	6人 384時間	6人 344時間	6人 344時間	6人 344時間	6人 344時間

（人数は実利用者数、時間数は延べ時間数）

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年度4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の見込量は、過去の利用実績をもとに設定します。

確保の方策は専門的な技術を持つ登録事業者に補助金の交付をすることにより、適切なサービスの提供を支援します。

□地域活動支援センター機能強化事業

サービス名	内 容
地域活動支援センター機能強化事業	利用者を通わせ、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】（人数は延べ利用者数）

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	2箇所 427人	2箇所 220人	2箇所 320人	1箇所 160人	1箇所 170人	1箇所 180人

【見込量・確保の方策】

地域活動支援センター機能強化事業の実施箇所数は、現状通りを見込みます。

※地域活動支援センター・・・精神障害者生活支援センターみさと
 ・・・・地域活動支援センターポノポノ

延べ利用人数の令和5年度の利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の延べ利用人数は、令和3年度から令和5年度までの利用実績を勘案し設定します。

確保の方策は本庄市、上里町、美里町、神川町との1市3町での共同事業として委託により実施しており、引き続き同様に実施します。

【任意事業】

□訪問入浴サービス事業

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害者により自宅以外での入浴が困難な人の自宅に、事業者を派遣して入浴サービスの提供を行います。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	1人 96回/年	1人 24回/年	1人 23回/年	1人 36回/年	*1人 36回/年	1人 36回/年

【見込量・確保の方策】

(人数は実利用者数、回数は延べ利用回数)

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降も、障害者のニーズ等を考慮して1人の利用者を見込みます。

確保の方策は専門的な技術を持つ事業所に委託することにより適切なサービスを提供します。

□日中一時支援事業

サービス名	内 容
日中一時支援事業	介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、施設等で日帰りの預かりを行います。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	7人 158時間	4人 120時間	6人 147時間	6人 150時間	6人 160時間	7人 170時間

【見込量・確保の方策】

(人数は実利用者数、時間数は延べ時間数)

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降は、令和3年度から令和5年度までの利用実績をもとに見込みを設定します。

確保の方策はサービス提供量と近隣で利用できるサービス事業所の選択を増やし、利用者の便宜を図るため事業所の新規登録を支援します。

また、登録事業所にサービスの利用に応じて補助金を交付することで事業の支援を行います。

□巡回支援専門員整備事業

サービス名	内 容
巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を持った専門員が保育所等で巡回支援を実施し、発達障害児の早期発見を行うとともに、保護者や職員に対し、子供にあった支援の方法の助言を行います。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】（延べ利用回数）

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回支援専門員整備事業	26回	26回	27回	27回	27回	27回

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降は、令和3年度から令和5年度までの利用実績をもとに利用量の見込みを設定します。

確保の方策はより多くの子供の支援が行えるよう、巡回支援の充実をしていきます。

□社会参加支援事業

サービス名	内 容
レクリエーション活動等支援事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】（人数は延べ利用者数）

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション活動等支援事業	20人/年	26人/年	23人/年	23人/年	24人/年	25人/年

【見込量・確保の方策】

令和5年度利用実績見込みは、令和5年4月から令和5年7月までの利用実績を勘案し設定します。

令和6年度以降の見込量は、過去の利用実績をもとに設定します。

確保の方策は障害のある人の自立や社会参加を促進するために、様々な環境整備、各種支援などを行うことが必要なため、地域の障害のある人のニーズを把握し、効果的な実施方法を検討していきます。

□就業・就労支援事業

サービス名	内 容
知的障害者職親委託事業	職親として登録されている民間事業者に、知的障害のある人に対する生活指導や技能習得訓練等の委託をします。

■これまでの実績・推計見込量【令和5年度は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障害者職親委託事業	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所

【見込量・確保の方策】

委託民間事業所数は、現状通りを見込みます。

確保の方策は専門的な技術を持つ事業所に委託することにより適切なサービスを提供します。

第3章 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進

(1) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進体制

児玉郡市障害者自立支援協議会を核として、関連計画所管部門、児玉郡市内他市町（本庄市、美里町、神川町）、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、共同して計画の推進に努めます。

(2) 団体、事業者等を含めた広域的な連携

計画の総合的な推進に向け、保健・医療・福祉をはじめ、教育、就労、生活環境、相談支援等関連する各分野での必要な協議を行うとともに、情報の共有を図ることで、連携体制の強化を図ります。

町内在住の障害のある人やその家族が利用する障害福祉サービス等は町内だけではなく、近隣市町をはじめ、広範囲にわたっています。そのため、児玉郡市（本庄市、美里町、神川町）やその他障害福祉にかかわる行政機関、関係団体等との連携を強化し、施設の広域的な活用や事業の共同推進、障害福祉サービス等の向上を図ります。

(3) 障害福祉サービス等や障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する情報等の提供

必要とする障害福祉サービス等を誰もが適切に利用できるよう、サービスの内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

障害者虐待の防止に向け、事業所等に対して啓発を行うなどの働きかけを行います。

難病患者患者についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象である旨の周知を図ると共に、難病患者等の意見を尊重し、支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制を整備します。

障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会を持てる様、活動や発表の場等の情報提供を推進します。

(4) 障害福祉事業者の質の確保と支援

市町村事業である地域支援事業の実施に当たっては、町に登録した事業者等がサービス提供者となりますが、これらのサービス事業者に対して、埼玉県や児玉郡市（本庄市、美里町、神川町）と連携を図り、質の確保に努めます。

障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方について、さらに検討を進めます。

障害福祉人材の確保・定着の為、事業所におけるICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に協力して取り組みます。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた事業所職員の研修の充実を推進します。

(5) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の点検及び評価

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、PDC Aサイクルのプロセスに基づき、その実績を把握し、障害者施策の動向を踏まえながら、計画の達成状況を点検し、評価を行うとともに、意見等を求め必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。

※ 参考資料（上里町障害者数の推移）

各年度3月末日現在

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害	1級	351人	342人	325人
	2級	146人	148人	142人
	3級	175人	171人	166人
	4級	221人	227人	238人
	5級	56人	53人	55人
	6級	70人	65人	69人
	計	1,019人	1,006人	995人

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知的障害	○A	48人	51人	50人
	A	56人	55人	58人
	B	85人	83人	87人
	C	71人	80人	96人
	計	260人	269人	291人

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害	1級	22人	28人	31人
	2級	105人	116人	130人
	3級	61人	75人	80人
	計	188人	219人	241人

総計	1,467人	1,494人	1,527人
----	--------	--------	--------

第7期上里町障害福祉計画
第3期上里町障害児福祉計画

令和6年3月

発行 上里町

編集 上里町役場 町民福祉課 社会福祉係

〒369-0392 上里町大字七本木5518

電話 0495 (35) 1221

FAX 0495 (33) 2429